

経済産業省 委託事業

# 国際税務の基礎知識と 諸外国の最新動向についての 情報提供セミナー

## 第16回 台湾

2025年12月

# 台湾の税制概要・進出時の留意点

## 【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	9
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	11
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13
企業進出形態の比較	15
PE課税	16
税務調査および異議申立て・税務訴訟	17
ホットトピック	18
台湾の課税事例（租税取決めの免税申請）	19

# 税制概要



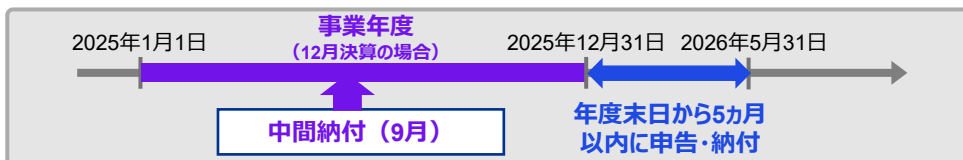
- 台湾の税制は、国税と地方税に分類されており、香港と同じく中国税法の適用はない。台湾の政治体制は、三民主義（民族独立、民権伸張、民生安定）に基づく民主共和制で、総統を国家元首としており、議会は一院制である。
- 言語：中国語、台湾語、客家語等
- 通貨：ニュー台湾ドル（NTD）
- 居住法人：中央管理地などが台湾であると登録されている法人（設立準拠法）。ただし管理支配地基準も導入予定。
- 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- 日本との租税取決め：あり
- 日本との社保協定：なし
- 中央政府税務当局の名称：国税局（National Taxation Bureau：NTB）

## 営利事業所得税（Profit-Seeking Enterprise Income Tax）

**税率** 課税所得12万NTD以下：免税  
 課税所得12万NTD超：20%（税額上限：課税所得額の12万NTD超過分の半額）

**課税年度** 暦年または任意の事業年度

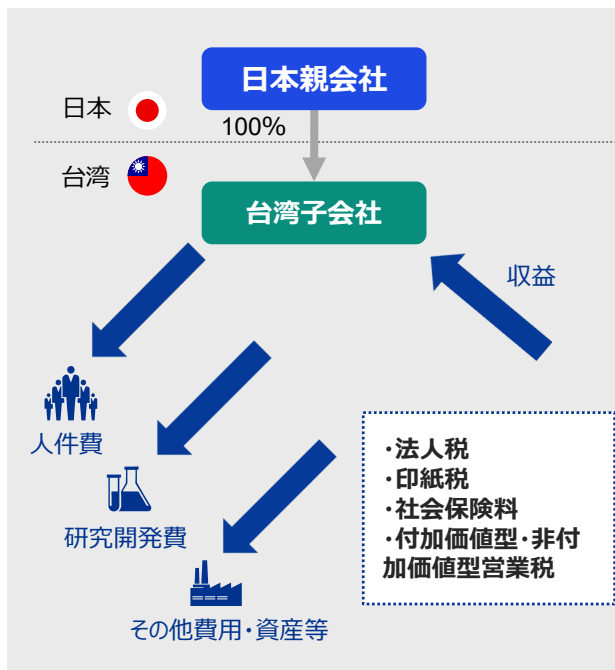
**申告納付期限** 事業年度終了後5か月以内



## 事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

- 政府関係諸費用** 民間企業の設立には、資本金の4000分の1（1,000 NTD未満部分は1,000 NTDとする）が課せられる。登記変更等に係る手数料は、1,000 NTDである。
- 家屋税** 家屋所有者に対して建物評価額の1.5～5%の家屋税が課される（例：営業用家屋の場合は3～5%）。
- 地価税** 土地所有者に対して地価総額の1～5.5%の地価税が課される（例：工業用地の場合は1%）。
- 証券取引税** 株式、社債等の取引に対して証券取引税が課税される。  
 ・会社が発行した株式：売買価額の0.3%  
 ・社債およびその他政府に認可された有価証券：売買価額の0.1%
- 契約税** 不動産の売買、抵当権設定等を行った場合に所定の税率で課税される（売買の場合は6.0%）。
- 印紙税** 金銭領収書、請負契約書、不動産売買契約等の作成・締結に発生する（不動産売買契約の場合は表示金額の0.1%）。
- 社会保険料** 雇用主は被雇用者に係る月額報酬を基準として、一定割合の退職金、就業保険費、医療保険等の社会保険料を負担しなければならない。雇用主が負担する社会保険料は、法人税の計算上損金算入できる。
- 非付加価値型営業税** 金融・保険業、ナイトクラブ等の特定業種を対象として、その売上に対して課税される（金融・保険業の場合は1～5%）。
- 付加価値型営業税** 台湾で販売・提供される物品・サービスおよび輸入に対して課される。税率は5%である。

# 事業課税（事業期間中）（1/3）



## 中小企業の特例

中小企業の定義：

- 資本金が1億NTD以下または従業員が200人未満

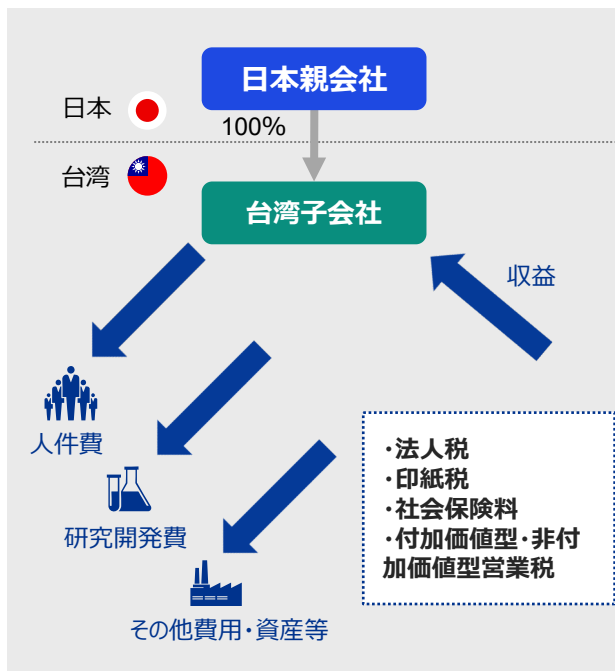
租税優遇：

- 研究開発費の税額控除、知的財産権の現物出資に係る所得税の免除、新規雇用従業員に対する所得追加控除等

## 台湾営利事業所得税

税率	<b>20%</b>
	<b>未分配利益に対する追加課税</b> 企業は当年度の利益を配当しない場合、当該未配当利益に対して5%の追加営利事業所得税を課税される。
課税所得計算	<b>所得基本税 (Income Basic Tax ; IBT)</b> 諸外国で導入されている最低法人税に類似する制度である。 租税優遇措置、証券および先物取引に係る譲渡益免税を適用しないで計算した「基本所得額」の20%で課税（基礎控除額は750万NTDである）。
	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算定する。
欠損金	<b>繰越期限</b> 10年間（青色申告の提出等要件がある）
	<b>繰戻し</b> 不可
キャピタルゲイン・ロス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本的に、台湾企業が発行する株式の譲渡および先物取引以外のキャピタルゲインは、通常利益と同様に取り扱われる。</li> <li>• キャピタルロスは同年度の通常利益と相殺することが可能（免税キャピタルゲイン対象取引から生じるキャピタルロスの損金算入は認められない）。</li> <li>• 台湾企業が発行する株式の譲渡および先物取引は、営利事業所得税が課されないが、証券取引税が課税される（基本所得額の計算対象になる）。</li> <li>• 土地・建物：2016年以降に取得した土地・建物（不動産化体株式会社を含む）の譲渡は、保有期間に応じて20%（5年超の保有）・35%（2年超、5年以下の保有）・45%（2年以下の保有）で課税される。</li> </ul> <p>※（なお、土地税法上により計算した土地公示価額上昇額は、土地増値税の対象になっているため、キャピタルゲインの計算から除外する）                  ※台湾域外企業の場合、35%（2年超の保有）・45%（2年以下の保有）の税率が適用される</p>
	事業年度の開始日から8ヵ月を経過した日から1ヵ月以内に中間納税する必要がある。
中間納付	

# 事業課税（事業期間中）（2/3）



## 台湾営利事業所得税

法人所得税 債務の時効	申告期限から5年（不正と判断される場合は7年）
連結納税制度	なし（金融持株会社向けの特例がある）
税制改正	台湾の税制は急激な経済発展の要請に対応するため頻繁に改正されてきたが、近年ではより税収確保を目的とした改正がなされている。税制改正の時期は特に決まっていない。

### 中小企業の特例

中小企業の定義：

- ・ 資本金が1億NTD以下または従業員が200人未満

租税優遇：

- ・ 研究開発費の税額控除、知的財産権の現物出資に係る所得税の免除、新規雇用従業員に対する所得追加控除等

# 事業課税（事業期間中）（3/3）

課税所得の計算方法	
<b>会計上の税引前当期利益</b>	
	(+) 益金算入項目
	(+) 損金不算入項目 例：交際費
	(-) 益金不算入項目 例：台湾域内受取配当金、 株券および先物取引に係る譲渡益
	(-) 損金算入項目
<b>当期課税所得</b>	
	(-) 税務上の繰越欠損金
<b>課税所得</b>	
	(×) 法人所得税率
<b>法人税額</b>	
	(-) 源泉税額
	(-) 中間納付税額
<b>差引法人税額</b>	

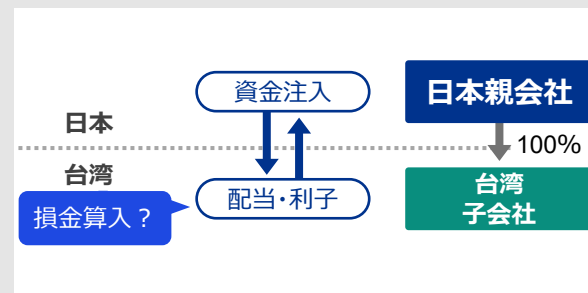
## 法人所得税の計算上注意を要する項目

<b>一般原則</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の事業目的を達成するために生じた費用、固定資産の減価償却費、支払利子等は、原則として損金算入可能である。</li> </ul>
<b>交際費</b>	交際費の支出については、税務上、損金算入限度額に関する制度が設けられている。
<b>準備金および引当金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職給付引当金および退職基金への拠出額：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 労働基準法に基づいて拠出した企業別退職金口座への拠出額について、給与の15%を限度に損金算入ができる。</li> <li>✓ 労働者退職金条例に基づいて拠出した労働者個人別退職金口座への拠出額は全額損金算入ができる。</li> </ul> </li> <li>貸倒引当金：年度末の受取手形および売掛金の1%までの損金算入が認められる。</li> </ul>
<b>固定資産の償却費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却方法は定額法、定率法などが利用されている。</li> <li>耐用年数の設定について、財務部（MoF）が公表した耐用年数表で定められた年数より短い時間で減価償却を行うことは認められない。</li> </ul>
<b>寄附金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府機関等への特定寄附金については、全額損金算入が認められている。</li> <li>上記以外の寄附金は、一部の団体（例：政党、政治団体）等を除き、原則として損金不算入となる。</li> </ul>
<b>受取配当</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾域内法人からの受取配当は、益金不算入となる。</li> <li>台湾域外法人からの配当は課税対象となり、外国税額控除の対象となる。</li> </ul>
<b>損金不算入の費用</b>	営利事業所得税、個人所得税、個人支出、罰金等

## 事業課税（資金注入、資金還流時）

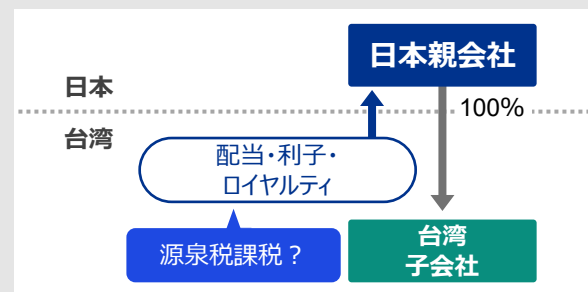
### 資金注入した場合の留意点

- 関連者からの負債の総額が株主資本の3倍を超えた場合、超過分の負債に係る支払利子は税務上損金算入できない。



### 利益の送金および関連者取引

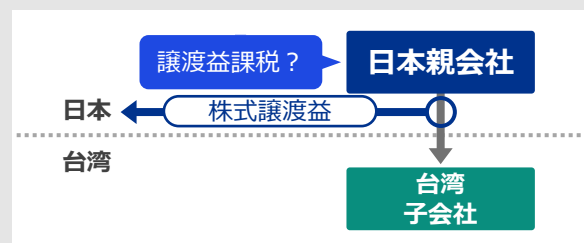
- 配当、利子（関係会社間貸付）およびロイヤルティの台湾域外法人への支払いは通常、源泉税の対象となる。
  - 配当：21%
  - 利子：20%
  - ロイヤルティ：20%
- 日本への支払い等については日台租税取決めにより下記のとおりとなる（特典制限条項（LOB）はない）。
  - 配当：10%（日台租税取決めの制限税率）
  - 利子：10%（日台租税取決めの制限税率）
  - ロイヤルティ：10%（日台租税取決めの制限税率）
- 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。



## 事業課税（撤退時）

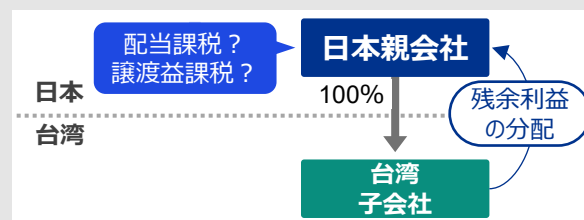
### 撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 台湾企業が発行する株式の譲渡は、台湾域内法により営利事業所得税は課されないが、0.3%証券取引税が課税される（台湾にPEがある場合、譲渡益が基本所得額の計算対象になる）。
- それ以外の株式譲渡に係るキャピタルゲインは台湾域内法により、20%の税率で課税される。
- ただし、日台租税取決めにより、不動産関連株式（価値の50%超が台湾不動産からなる株式）の譲渡の場合のみ台湾に課税権がある。



### 清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、残余財産のうち、資本金等の払込資本を除いた部分（留保利益）の分配については、21%の配当源泉税が課される。ただし、配当にかかる日台租税取決めの適用関係は前ページ参照。



# 納税要件・課税範囲 (1/2)

			居住法人	非居住法人 (台湾域外法人)	
課税所得の範囲			全世界所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾の源泉所得が課税の対象となる（非居住法人は所得基本税の対象にならない）。台湾法人が台湾域外法人に支払う役務提供の対価は20%の税率で源泉税の対象となる（ただし、所得税法第25条のみなし課税の適用により収入×15%×20%、つまり収入×3%課税の余地あり）。</li> <li>21%の源泉徴収税が課される。</li> <li>非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。</li> </ul>	
	投資先	居住法人	配当等	台湾域内法人からの受取配当は免税となる。	日台租税取決めにより譲渡益は免税となる（不動産関連株式の場合を除く）。
株式等の譲渡			譲渡利益	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾企業が発行する株式の譲渡は、営利事業所得税は課されないが、0.3%証券取引税が課税される（基本所得額の計算対象になる）。</li> <li>それ以外の株式譲渡に係るキャピタルゲインは、通常利益と同様に取り扱われる。</li> </ul>	
			譲渡損失	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾企業が発行する株式の譲渡に係る譲渡損失は、損金算入できない。</li> <li>それ以外の株式譲渡に係るキャピタルロスと同様に相殺することが可能。</li> </ul>	
非居住法人		配当等	通常の課税所得として課税される。		
		株式等の譲渡	譲渡利益	通常の課税所得として課税される。	
			譲渡損失	キャピタルロスは同年度の通常利益と相殺することが可能。	

## 納税要件・課税範囲 (2/2)

	居住法人	非居住法人 (台湾域外法人)
国外支店の所得の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>全世界所得に対して営利事業所得税が課される。</li> </ul>	
CFC課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>CFC*の当年度利益が実際に分配されるか否かを問わず、台湾居住法人はCFCの当年度利益について、当該CFCに係る株式または資本額の保有比率に基づき計算された課税対象となる受動的所得につき、課税を受ける（2023年1月1日より施行）。ただし、能動的事業活動等による適用除外規定もある。</li> <li>*次の両方に該当する場合は、当該外国関係会社はCFCに該当する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>直接または間接的に50%以上の外国関係会社の株式を有する場合、または50%未満でも当該会社に対して重要な影響力を持つ場合。</li> <li>外国関係会社が軽課税国（法人税率が台湾域内法定法人税率の70%以下である国または地域）で設立された場合。</li> </ul> </li> </ul>	

## 源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税（1/2）

<b>台湾域内向け支払いにかかる源泉税</b>	配当：0% 利子：10% ロイヤルティ：10%
<b>従業員の雇用にかかる税務等</b>	<p><b>退職金制度</b> 台湾の退職金制度には「労働基準法」と「労働者退職金条例」の2つの制度が併存している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>旧退職金制度－確定給付型（労働基準法）：月額報酬の2～15%</li><li>新制度－確定拠出型（労働者退職金条例）：最低賃金の6%</li></ul> <p>※2005年7月1日以後に雇用が開始された労働者は新制度が適用される。 2005年6月30日以前から継続して同一の会社に勤務する労働者は新・旧制度のいずれかを選択できる。</p> <p><b>全民健康保険</b> 保険金額<sup>(*)</sup>の5.17%（雇用主負担割合：60%）＋補充保険料<sup>(*)</sup></p> <p><b>労工保険（普通事故保険費用、就業保険費）</b> 保険金額<sup>(*)</sup>の11.5%（雇用主負担割合：70%）</p> <p><b>職業災害保険費（Occupation Injury Insurance）</b> 保険金額<sup>(*)</sup>の0.12～0.96%（雇用主全額負担割合）</p> <p><b>従業員福利金</b> 従業員が50人以上となる企業は、従業員福利委員会を設置・運営し、従業員福利金を積み立てる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>従業員福利委員会の設立時、会社設立時の当初資本額の1～5%を積み立てる。</li><li>営業収益額から毎月定期的に0.05～0.15%を積み立てる。</li><li>月次従業員給与から0.5%を源泉徴収し、積み立てる。</li></ul> <p>(*1) 基本月額報酬より算出される。 (*2) 雇用主は、基本月額報酬が保険加入金額を超えた場合、その差額について2.11%の補充保険料の源泉徴収義務がある。</p>

## 源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税（2/2）

<b>付加価値型営業税 (General Business Tax or VAT)</b>	<p><b>課税取引</b> 台湾で販売・提供される物品とサービスおよび物品の輸入に対して課される。</p> <p><b>税率</b> 標準税率は5%である（輸出物品等是非課税取引とされる）。</p> <p><b>インボイス制度</b> 台湾の税務署にて購入したインボイス（統一発票）を発行する必要がある。</p> <p><b>申告期限および納付期限</b> 原則として2ヵ月分を一括して、期間終了後の15日まで申告・納付する義務がある。</p> <p><b>登録</b> 事業開始前に営業税登録が必要となる。</p>
<b>その他の間接税</b>	<p><b>非付加価値型営業税（Non-Value-Added Business Tax/Gross Business Receipts Tax ; GBRT）</b> 下記の特定業種を対象として、その売上に対して課税される。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>金融・保険業：1～5%</li><li>ナイトクラブ等の特殊飲食業：15～25%</li><li>小規模営業者（月次売上高20万NTD以下）：1%</li><li>農産物関連の仲介人・小規模営業者：0.1%</li></ul>
<b>印紙税</b>	<p>金銭領収書（表示金額の0.4%）、請負契約書（表示金額の0.1%）、不動産売買契約（表示金額の0.1%）等の作成・締結に発生する。</p>
<b>デジタル課税</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>2017年5月より越境デジタルサービスに係る営業税（VAT）に関する新制度が実施された。台湾にPEがない台湾域外事業者は、年間販売額が一定の基準額（60万NTD）を超える場合、自社または税務申告代理人に依頼し、税籍登録し、営業税の申告・納付を行う必要がある。</li><li>所得の計算は、原価費用の控除および国内外の利益貢献度による区分の算定に、実額計算方法とみなし課税方法の2つがある。</li><li>税金の申告・納付方法には、源泉徴収対象となる所得および源泉徴収対象とならない所得により対応が異なる。</li></ul>

# 法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/2)

項目	対象企業	優遇措置内容
<p><b>産業革新条例</b> (Statute for Industrial Innovation)</p>	<p>特定の研究開発を行う企業</p>	<p><u>一般研究開発への投資 (産業革新条例 第10条) :</u> 次の優遇措置のいずれかを選択できる (各事業年度の税額控除前所得税額の30%を限度とする)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 優遇対象となる研究開発費の15%を上限に、当年度の営利事業所得税から控除する。</li> <li>• 優遇対象となる研究開発費の10%を上限に、当年度より3年以内の各年度の営利事業所得税から控除する。</li> </ul> <p><u>自社用スマート機械・5G通信システム・設備等への投資 (産業革新条例 第10条の1) :</u> 同一課税年度内の支出額が100万NTD以上、20億以下の範囲において、次の優遇措置のいずれかを選択できる (各事業年度の税額控除前所得税額の30%を限度とする)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 支出の5%を上限に、当年度の営利事業所得税から控除する。</li> <li>• 支出の3%を上限に、当年度より3年以内の各年度の営利事業所得税から控除する。</li> </ul> <p><u>発展性のある革新的研究開発および先進機器設備への投資 (産業革新条例 第10条の2) :</u> 当年度の研究開発費用、研究開発の割合が一定規模に達し、かつ実効税率が一定比率に達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 発展性のある革新的研究開発への投資支出の25%を上限に、当年度の営利事業所得税から控除する。</li> <li>• 先進機器設備の購入支出の5%を上限に、当年度の営利事業所得税から控除する。</li> </ul> <p><u>知的財産収益に関する税額控除 (産業革新条例 第12条の1) :</u> 自社開発し取得した知的財産権の譲渡・許諾に係る収益の範囲内において、当年度の研究開発支出額の200%を上限に、当年度の営利事業所得額から控除できる。</p>
<p><b>バイオ・新薬発条</b> (Statute For The Development Of Biotech And New Drug Industries)</p>	<p>台湾經濟部からバイオ・新薬製薬会社としての認定を受けた企業</p>	<p>優遇対象となる研究開発費の25%を上限に、営利事業所得税から控除できる (5年間繰越し可能。税額控除各事業年度の税額控除前所得税額の50%を限度とする)。</p>

## 法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/2)

項目	対象企業	優遇措置内容
<b>自由貿易港区設置 管理条例</b> (Act for the Establishment and Management of Free Trade Zones)	台湾域外法人またはその支店等が自由貿易港区で貯蔵し、または簡易加工した物品を輸出版売した企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾源泉所得に対する営利事業所得税の免除</li> <li>関税、営業税、物品税の減免・免除</li> </ul>
<b>中小企業発展条例</b> (Act for Development of Small and Medium Enterprises)	中小企業 (払込資本金が1億NTD以下または経常的に雇用する従業員数が200人未満である企業。)	<p><u>投資控除-投資、減価の加速 (産業革新条例 第10条) :</u>                      中小企業の研究開発投資について、一定額の法人税額からの控除を認める優遇。</p> <p><u>中小企業の新規雇用従業員に係る給与費用の租税優遇 :</u>                      中小企業が2人以上の台湾国籍従業員を新規雇用する場合、給与の一部を営利事業所得税額から控除する優遇。</p> <p><u>中小企業の給与引き上げに対する租税優遇 :</u>                      中小企業が一般従業員の平均給与支払水準を上げた場合、毎年、法定ベースアップ以外の原因による台湾国籍従業員の給与調整のために追加で支払う給与の75% (上限) を当該事業年度の営利事業所得税から控除することができる。</p>

# 企業進出形態の比較

	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、台湾での事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接台湾で裁判の当事者とされることは基本的にはない。</li> <li>日本の親会社が台湾税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、台湾における税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる。</li> <li>税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可。</li> </ul>
支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる。</li> <li>本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、台湾の課税所得から控除できる。</li> <li>日本本社への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、台湾の裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる。</li> <li>支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある。</li> </ul>
駐在員 事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐在員事務所設立にあたっては、經濟部および国税局への申請が必要。法人税の申告書の提出は必要ないが、従業員給与やオフィスのオーナー（個人）への源泉徴収が必要のため、源泉徴収の申告は必要となる。</li> <li>基本的には支店と同様に節税効果が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾での活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる。</li> <li>実際に台湾域内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。租税取決めにおける恒久的施設（PE）と認定されると、台湾法人所得税が発生する。</li> <li>発生する営業税の仕入税額控除ができず、営業税がコストになる。</li> </ul>
出張 ベース	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾進出の規模は相当程度限定される。</li> <li>出張者の台湾での活動および滞在日数によっては、日本本社が台湾においてPEを有していると認定される可能性がある。また、出張者の台湾滞在日数によって、台湾で給与を得ていなくても台湾で個人所得税の申告納税が必要になる。</li> </ul>

# PE課税 - PEの種類

## PEの種類

台湾のPE類型は、日本と締結した租税取決めにおいては次のとおり規定されている。

### 1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



(日台租税取決め第5条第2項)

### 2 代理人PE

台湾域外企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人 (常習代理人)



(日台租税取決め第5条第5項)

### 3 建設PE

6カ月を超える期間存続する建築工事現場または建設、組立てもしくは据付工事またはこれらに関連する監督活動



(日台租税取決め第5条第3(a)項)

### 4 サービスPE

単一のプロジェクトまたは複数の関連プロジェクトについて12カ月の間に合計183日を超える期間の使用人その他の職員による役務提供活動 (コンサルタントの役務の提供を含む)

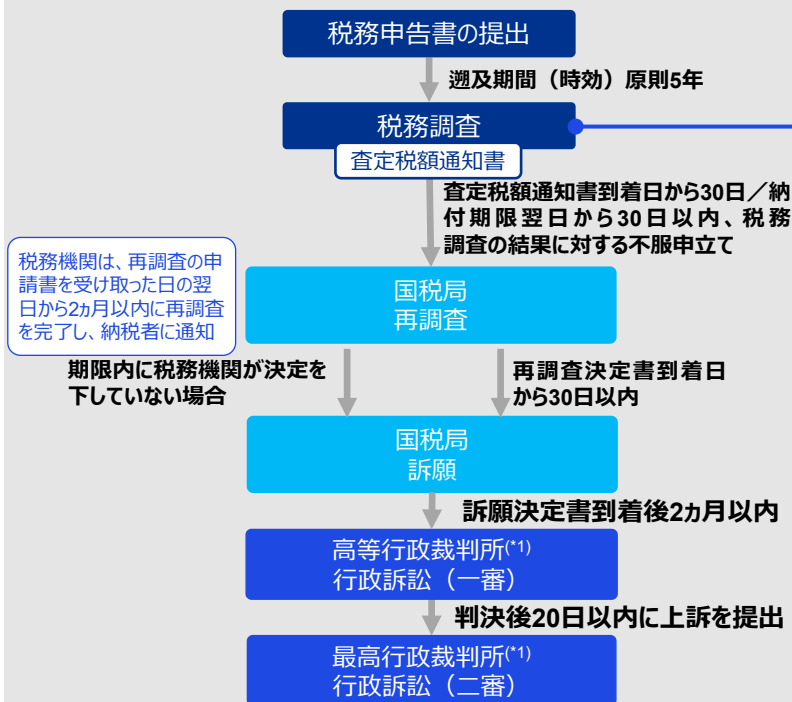


(日台租税取決め第5条第3(b)項)

※MLI条約は対象外。

# 税務調査および異議申立て・税務訴訟

## 紛争解決手続きおよびプロセス



### 当局の執行体制

税務当局の名称：National Taxation Bureau (NTB)  
 国税局の人員数：約5,000人（台北、高雄、北区、中区、南区）

### 税務調査の執行上の特徴

- 台湾に進出する日系企業の子会社または支店はほぼ会計士による税務監査を受けている。
- 税務監査とは税務当局指定の監査手続きを会計士が実施し、申告書とともに提出するもので、繰越欠損金の控除、交際費損金算入限度額の拡大および、税務調査の質問が原則として担当会計士に行くというメリットがある。
- 税務当局は毎年申告書の内容を査定する。書面審査のみで終わる場合、書面質問が行われ、それに対する回答により終わる場合、回答によっても国税局に納得してもらえず追徴課税を受ける場合がある。書面審査で終わる場合は通常申告時期から1年内に国税局から査定書が発行される。
- 査定書が発行されると、その年度の税務リスクはほぼないと考えられる。例外的に後日不正等が発覚した場合、国税局には追徴権限が残る。

### 紛争解決手続き

- 再調査（税金徴収法第35条）：  
 査定税額通知書到着日から30日/納付期限翌日から30日以内、納税者が国税局の税務調査による査定後の税額または処分内容について不服がある場合、所定の様式により理由を陳述し、証明書類を添付して、最調査の申請を行う。
- 訴願/行政訴訟（税金徴収法第38条）：  
 納税者が国税局による再審査の結果、決定された事項に対して不服がある場合、訴願および行政訴訟を提出することができる。

(\*1) 税額50万NTD超の案件に適用される。50万NTD以下の案件については、簡易訴訟手続案件となり一審の申請提出先は地方裁判所行政法廷、二審の申請提出先は高等行政裁判所となる。

# ホットピック（税務調査の論点も含む）

## 01

### 会社の事業に関連しない損失

**論点：**会社の業務からは想定されない損失が計上されている場合には、国税局から問い合わせを受ける可能性が高い。

**対応策：**発生した費用が台湾法人の業務に必要であることを説明できる資料および証拠を準備する。

## 02

### 外部派遣人員給与

**論点：**（1）海外勤務の従業員の勤務期間に占める出国日数の割合で、給与を含む関連費用が損金不算入とされる可能性がある。（2）関係会社に対する派遣人員に関して、実費給与額のみ請求の場合、マークアップ相当分の利益の追徴課税がなされる可能性がある。

**対応策：**海外勤務が台湾域内法人の業務に必要であることを説明できる資料および証拠を事前に準備する。海外勤務が海外関係会社の業務に貢献する場合は、給与等の実費に利益相当額を加算して海外関係会社に請求する。

## 03

### 研究開発費の税額控除

**論点：**研究開発費に含まれる内容の妥当性を証明する資料の提出が求められる。

**対応策：**妥当性を証明するため、下記の資料を備えておく必要がある。

- ・ 給与が研究開発費に含まれる研究開発部員の専門性の説明資料（学歴、職歴、資格、担当研究内容等）
- ・ 研究開発用の消耗品等の資産の入出庫管理および営業原価との区分を明確にしている記録・説明資料
- ・ 研究開発用の期末未使用の消耗品等を棚卸資産として資産計上している記録・証明

## 04

### 管理サービス費

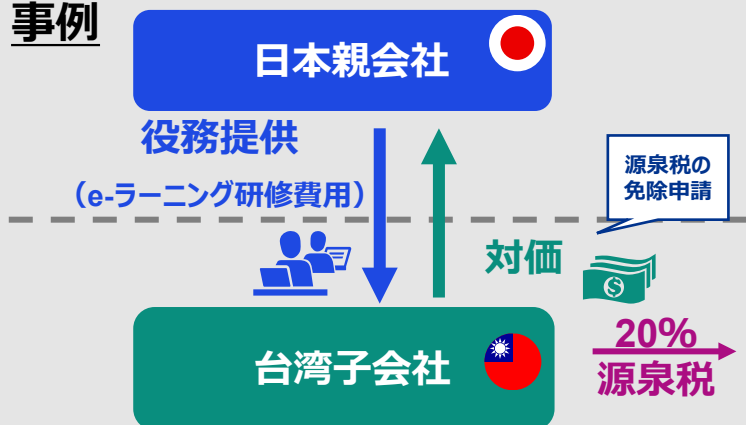
**論点：**台湾域内法人は日本本社に管理サービス費用を支払う場合、当該管理サービス費用の妥当性を証明する資料の提出を求める。

**対応策：**妥当性を証明するため、下記の資料を備えておく必要がある。

- ・ 契約書およびサービスを実際に提供した事実を証明する書類
- ・ サービス内容の概要・台湾法人の営業の必要性の説明書類
- ・ 対価の合理性の説明資料

# 台湾の課税事例（租税取決めの免税申請）（1/2）

## 事例



## 問題点（手続きが非常に煩雑で事務負担がかかる）

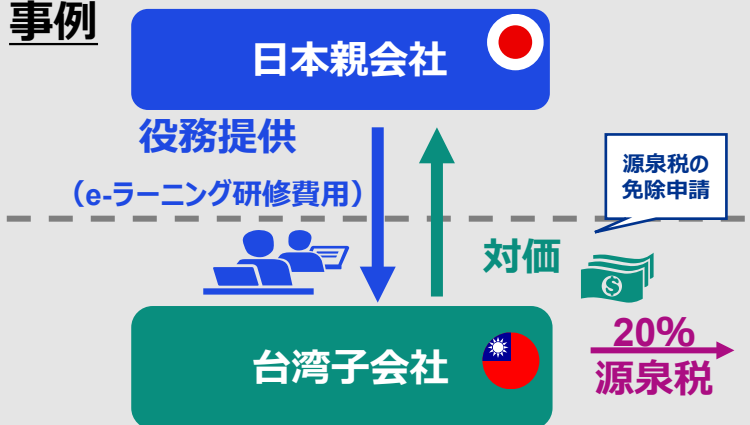
- PEのない事業所得（台湾子会社への役務提供により受領する対価）についても台湾国内法で源泉税の対象となりえるが、日台租税取決めによる免税申請を行う場合は、居住者証明はじめ申請資料が膨大かつ中国語で準備、移転価格文書もださなければならない等で手間がかかるため、租税取決めの適用を見送った。
- 免税の対象となる源泉税は日本では外国税額控除の適用を受けることができない。仮に源泉徴収後に還付申請をする場合も、還付入金されるまで6ヵ月～1年程度を要する。

## 企業の留意点

- すべてが日本からの役務提供の場合、非台湾源泉所得として源泉徴収をしないことも可能。ただし、台湾税務当局は非居住者が提供したサービスが「台湾内に居住している個人または営利事業者の参与および協力によって完了された」と考えて、税務調査時に台湾域外から提供したサービスも台湾源泉所得（源泉徴収対象）であると主張するケースが多い。
- 20%の源泉徴収に係る争いを避けるため、日台租税取決めの事業所得免税を事前申請することが推奨される。

# 台湾の課税事例（租税取決めの免税申請）（2/2）

## 事例



### 問題点（手続きが非常に煩雑で事務負担がかかる）

- PEのない事業所得（台湾子会社への役務提供により受領する対価）についても台湾国内法で源泉税の対象となりえるが、日台租税取決めによる免税申請を行う場合は、居住者証明はじめ申請資料が膨大かつ中国語で準備、移転価格文書もださなければならない等で手間がかかるため、租税取決めの適用を見送った。
- 免税の対象となる源泉税は日本では外国税額控除の適用を受けることができない。仮に源泉徴収後に還付申請をする場合も、還付入金されるまで6ヵ月～1年程度を要する。

## 日台租税取決めによる免税申請

以下の条件を満たす場合には、日台租税取決め免税規定の申請が可能。  
一般的には、会計事務所等のエージェントを通して申請を行う。  
免税許可書の発行までの所要期間は免税申請から6ヵ月～1年程度となる。

### <申請条件>

- 日本の居住者法人であり、条約上の受益者であること
- 台湾にPEを有しないこと

### 申請資料

- 日本の居住者証明書
- 取引の概要説明等の資料
- 会計事務所等のエージェントを免税申請の代理人とする委任状
- 所得金額の根拠を示す計算書類 等

# 台湾の移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

## 【目次】

移転価格税制の概要	22
ローカルファイルの概要	24
マスターファイルの概要	25
国別報告書の概要	26
台湾における最近の移転価格調査に係るトピック	27
台湾における移転価格特別調査に係る選定基準	29
台湾における移転価格調整金に係るトピック	31
台湾移転価格に係るホットトピック	32

# 移転価格税制の概要 (1/2)

## 1. 移転価格税制導入時期

台湾財務省は2004年に「営利事業所得税非独立企業間移転価格監査準則」（以下、「TP Assessment Rules」）を導入し、2017年、2020年にOECDガイドラインと整合するように改正された当該準則を公表した。

## 2. 関連者の定義

■ 「関連企業」は、以下のように定義されている（TP Assessment Rules 第3条）

1. ある営利事業者が、他の営利事業者の発行済株式または資本の20%以上を直接または間接的に保有する場合
2. 同一の者が、営利事業者とほかの営利事業者の発行済株式または資本の20%以上を直接または間接に所有または支配している場合
3. ある営利事業者が、他の営利事業者の発行済株式または資本の最高割合を保有し、かつ、その割合が10%以上である場合
4. ある営利事業者と他の営利事業者の経営株主または取締役の過半数が同一人物である場合
5. 営利事業者が他の営利事業者の発行済株式または総資本の50%以上を直接または間接に保有し、第三の営利事業者の取締役会の過半数を最初の2つの営利事業者のいずれかに任命している場合
6. ある営利事業者の会長、経営者その他これに準ずる者、もしくは監査役が、他の営利事業者でも同じ役職を務めている場合、またはその配偶者若しくは二親等内の親族が他の営利事業者で同じ役職を務めている場合
7. 営利事業者の本社が台湾外に所在する場合に、台湾内にある支店は、台湾外にあるその本社または支店と関連企業である。営利事業者の本社が台湾内に所在する場合に、台湾内にある本社または支店は、台湾外にある支店と関連企業である
8. 営利事業者が他の営利事業者の人事、財務または業務事項を直接または間接に支配している場合
  - 他の営利事業の総経理または同等以上の職位に人員を派遣している
  - 金融機関以外の営利事業者が、他の営利事業に対する資金融通や保証が総資産の1/3以上である
  - 営利事業の生産活動が、他の営利事業からの特許権・商標権・著作権・秘密技術・専門技術等の提供を受けて初めて可能となり、その生産活動の価値が年間総生産価値の50%以上を占める
  - 購入する原材料・商品について、他の営利事業者が価格や取引条件を支配し、その金額が年間購入総額の50%以上である。
  - 商品の販売が他の営利事業者によって支配され、その販売収入が年間総売上高の50%以上である
9. 営利を目的とする事業者と他の事業者との間で、合併契約または共同して事業を行うことを内容とする契約を締結していること
10. その他、営利事業者が他の営利事業者を支配している、または人事・財務・事業運営・経営方針に重大な影響力を持つことを証明できる状況

■ 「関連者」とは、前述の「関連企業」または次の者をいう（TP Assessment Rules 第4条）

1. 営利事業者とその事業者からの寄付金が財団の貸借対照表上の総資本の1/3以上を占める財団
2. 営利事業者と、財団の取締役の半数以上が、営利事業者の取締役、監査役、経営者または同等の役職者、またはその配偶者である財団
3. 営利事業者と、その取締役、監査役、経営者または同等の役職者、副経理担当者、補佐経理担当者および経理担当者が直接監督する部門長
4. 営利事業者と、その取締役、監査役、経理担当者または同等の役職者、またはその配偶者
5. 営利事業者と、会長、経理担当者または同等の役職者、およびそれらの二親等内の親族
6. 営利事業者と、当該事業を明確に支配する権限を有する者、またはその人事・財務・事業運営・経営方針に対して重要な影響力を有する者

## 移転価格税制の概要 (2/2)

<p><b>3. 移転価格調査の時効</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5年（詐欺その他不正な手段によって租税回避する意思がない時）</li> <li>■ 7年（法定の期間内に申告しなかった時、または詐欺その他不正の行為により租税回避するしようとするとき（Tax Collection Act 第21条）</li> </ul>				
<p><b>4. 独立企業間価格の算定方法</b></p>	<p>該当条文</p>	<p>棚卸資産取引 第10条</p>	<p>無形資産取引 第11条</p>	<p>サービス取引 第12条</p>	<p>資本取引 第13条</p>
	<p>CUP法（独立価格比準法）</p>	○		○	○
	<p>CUT法（独立価格比準法）</p>		○		
	<p>RP法（再販売価格基準法）</p>	○			
	<p>CP法（原価基準法）</p>	○		○	○
	<p>PS法（利益分割法）</p>	○	○	○	
	<p>CPM/TNMM（取引単位営業利益法）</p>	○	○	○	
	<p>インカム・アプローチ</p>		○		
<p>その他税務当局が認める方法</p>	○	○	○	○	
<p><b>5. 事前確認（以下、「APA」／相互協議（以下、「MAP」）の適用可能性</b></p>	<p>日本との民間租税取決めの有無あり</p>			<p>実務上の適用可能性あり</p>	

# ローカルファイルの概要

ローカルファイル（以下、「LF」）の概要	
1. 作成義務対象者	<p>年間売上高が3億NTD以上、または国外関連取引が2億NTD以上の企業 (Tax ruling No 09704555160.)</p> <p>以下の条件を満たす場合、LFが免除される（特別免除規定）。</p> <p>■ 特別免除規定*1</p> <ul style="list-style-type: none"><li>税制上の優遇措置を受けていない、または当年度の法人所得税の確定申告において法令に基づき申告された実際の控除額と、前年度の未分配利益に対する追加課税額の合計が2億NTDを超えないこと</li><li>過去10年間に発生した損失の控除を申請していない、またはその控除額の合計が8億NTDを超えない場合</li><li>金融持株会社または企業合併・買収法の適用を受ける会社、またはその子会社が国外の関連者（本社や支店を含む）との取引を有していないこと、またはその他の営利事業者が海外の関連企業（本社や支店を含む）と取引を有していないこと</li></ul>
2. 作成期限	<p>税務申告期限（会計年度末から5ヵ月以内）</p> <p>法人税申告書を提出する際には、LFの作成状況を移転価格開示フォームに記載する必要がある。 (Tax Collection Act 第22条)</p>
3. 提出期限	<p>台湾税務当局の要請から1ヵ月以内</p> <p>ただし、特別な事情がある場合には1回のみ1ヵ月の猶予が与えられる可能性がある。 (Tax Collection Act 第22条)</p>
4. 作成言語	<p>原則中国語。台湾税務当局からの事前の承認がある場合、英語での提出が認められる。</p> <p>ただし、実務上は、台湾税務当局は中国語での提出を求めるケースが多い。 (Tax Collection Act 第22条)</p>
5. 罰則	<p>3千～3万NTDの罰金（Tax Collection Act 第46条）</p> <p>また、LF提出または情報開示がなされない場合、業界水準の利益率に基づき更正を行う可能性がある。</p> <p>さらに、移転価格調査により、課税所得の修正が行われた場合、企業の状況に応じて、不足税額の2倍を上限とする罰金を同時に課すことができる。</p>

※LF作成義務がない企業であっても、「代替書類」の作成は必要である。代替書類には、現行市場の公開入札記録、独立した鑑定報告書、国外の本社が作成した移転価格報告書、その他、独立企業間原則の遵守を合理的に証明できる書類が含まれる。

# マスターファイルの概要

## マスターファイル（以下、「MF」）の概要

1. 作成義務対象者	以下の条件をどちらも満たす場合、MFの作成義務が発生する。 <ul style="list-style-type: none"><li>■ 台湾企業の年間売上高の合計が30億NTD以上である場合</li><li>■ 台湾企業の年間国外関連取引金額の合計が15億NTDを超える場合 (Tax ruling No.10804651540)</li></ul>
2. 作成期限	税務申告期限（会計年度末から5か月）（TP Assessment Rules 第21-1）
3. 提出期限	会計年度末から12か月以内（TP Assessment Rules 第21-1）
4. 作成言語	原則中国語。税務当局からの事前承認がある場合、英語での提出が認められる。ただし、台湾税務当局は中国語での提出を求めるケースが多い（TP Assessment Rules 第22条）。
5. 罰則	3千～3万NTDの罰金（Tax Collection Act 第46条）

# 国別報告書の概要

国別報告書（以下、「CbCR」）の概要	
1. 作成義務対象者	<p>台湾の企業が以下のいずれかの条件を満たす場合、CbCRの作成義務が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 多国籍企業（以下、「MNE」）グループの最終親会社（以下、「UPE」）が台湾企業であり、報告対象年度の直前の会計年度におけるグループの連結売上高が270億NTD以上である場合。</li> <li>■ UPEが台湾国外にある台湾子会社・支店で、以下のいずれかの条件を満たす場合には提出義務が免除される             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) MNEグループのUPEの居住地国でCbCRの提出が義務付けられておらず、かつその国でCbCRの提出免除基準を満たしている場合</li> <li>(2) UPEが居住地国の税務管轄区域でCbCRを提出しているが、CbCRの提出期限までに、当該管轄区域と台湾との間でCbCRの自動的情報交換協定が有効である場合</li> <li>(3) UPEがその管轄区域でCbCRを提出しており、当該管轄区域と台湾との間でCbCRの自動的交換協定が有効であるものの、台湾税務当局がその協定に基づいてCbCRを取得できない場合</li> </ol> </li> <li>■ 台湾の構成会社の当年度の営業収益と営業外収益の合計が30億台湾ドル未満、または台湾企業の年間クロスボーダー関連者間取引額が15億NTD未満</li> </ul> <p>ただし、上記の基準を満たしている場合でも、台湾税務当局は監査の際に書面でCbCRの提出を求める権利を有している。（Tax ruling No.10804651540およびTP Assessment Rules 第22条1項）</p> <p>台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）と台湾日本関係協会（台湾側）との間の民間租税取決めおよびその内容を日本国内で実現するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みが構築されている。したがって、日本と台湾の間ではCbCRの自動的情報交換が行われており、在台湾日系企業の提出は不要。</p>
2. 提出期限 / 作成期限	会計年度末から12か月以内（TP Assessment Rules 第22条1項）
3. 罰則	3千～3万NTDの罰金（Tax Collection Act 第46条）
4. 言語	二言語方式を採用。中国語および英語の並列方式で提出する（CbCRガイドライン 第1条－5）。
5. CbCRに係る通知（Notification）の要否	税務申告期限（会計年度末から5か月）までに通知が必要（TP Assessment Rules 第22条1項）

## 台湾における最近の移転価格調査に係るトピック（1/2）

### 近年の移転価格調査の傾向

- 台湾において、2005年に移転価格文書が導入されて以来20年以上が経過し、台湾当局は多くの経験を蓄積している。
- 年々、移転価格調査の件数は増加傾向にあり、移転価格調査による税収増加への期待が高まっている。
- 移転価格調査に係る近年のトレンドは下記のとおり。

移転価格文書	納税者が移転価格文書の提出を要求されるケースが増加している。 補足情報の提出要求についても同様に増加している。
セグメント検証	ベンチマーク分析において、単体検証ではなく、取引ごとのセグメント損益の検証が求められるケースが増加している。なお、セグメント損益の検証を要求される場合、各取引セグメントごとのベンチマーク分析の実施を求められる傾向がある。
着目されやすい取引	無形資産取引のうち、ロイヤリティ取引、本社費の費用配賦（特に研究開発費用、等）基準について着目されやすい。その他、台湾から国外関連者に駐在員を派遣することによって請求されるサービス収益、保証料や利息料などの金融取引、各国における利益配分についても着目されやすい傾向にある。
その他	一般調査と移転価格調査が同時に行われるケースが増加している。
対応方法についての助言	適切な移転価格文書および当局への説明資料を準備する必要がある。 特に、LF作成要件の閾値が日本よりも低いため、日本の法令でLF作成義務の対象でなくても台湾の法令でLF作成義務対象であることがあるため、注意が必要である。

## 台湾における最近の移転価格調査に係るトピック（2/2）

### 移転価格調査が行われやすい企業の特徴

- 台湾当局より示された、移転価格調査が行われやすい企業の特徴は下記のとおりである。

利益率の観点	<ul style="list-style-type: none"><li>● 移転価格文書に記された利益率が、同業界の企業の水準よりも低い場合</li><li>● グローバルの連結営業利益が黒字にもかかわらず、台湾の会社は損失ないし低い営業利益率である場合</li><li>● 対象となる課税年度を含む直近3年間において、利益率が安定せず変動が激しい場合</li></ul>
コンプライアンス違反	<ul style="list-style-type: none"><li>● 関連者間取引の情報を所定の様式で開示していない場合</li><li>● 独立企業間の取引の性質を評価すること、および移転価格規則に遵守した文書の更新を怠った場合</li><li>● 独立企業間原則を遵守した関連者間取引を行わなかった場合</li></ul>
移転価格調査関連	<ul style="list-style-type: none"><li>● 監査中に、TP Assessment Rulesに遵守した関連当事者取引に関する書類を提出しなかった会社の、後続年度の法人税申告</li><li>● TP Assessment Rulesに遵守して、台湾税務当局より移転価格調整を受けた会社の、その前後の年度における法人税申告</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>● タックスヘイブンまたは低税率国に所在する関連者との取引額または取引頻度が多いケース</li><li>● 優遇税制を享受する関連者との取引額または取引頻度が多いケース</li><li>● 納税義務を回避または軽減するために、独立企業間価格で取引を行わない場合</li></ul>

## 台湾における移転価格特別調査に係る選定基準 (1/2)

### Tax Ruling No.10900580040

所得税申告書に以下のいずれかの状況がある企業は、移転価格特別調査案件として選定される可能性が高くなる。

- 01 申告された売上総利益率、営業利益率および純利益率が、同業他社の利益水準より低い場合

---

- 02 グループ全体が利益を計上しているにもかかわらず、国内企業が損失を報告している、または他のグループ企業と比べて著しく低い利益水準を報告している場合

---

- 03 取引年度、その前年度および前々年度の3年連続で報告された利益および損失に、不規則かつ大きな変動が見られる場合

---

- 04 関連当事者間取引に関する情報を、所定の形式で開示しなかった場合。

---

- 05 検証対象取引の独立企業間原則を移転価格ガイダンス第6条に従って評価していない場合、また、移転価格ガイダンス第22条第1項に従って関連書類を作成していない場合

---

- 06 有形資産の譲渡または使用、無形資産の譲渡または使用、サービス提供、資金の使用、その他の関連者間取引において、収入を受け取っていない場合や、受払金額が独立企業間価格でない場合

## 台湾における移転価格特別調査に係る選定基準 (2/2)

### Tax Ruling No.10900580040

所得税申告書に以下のいずれかの状況がある企業は、移転価格特別調査案件として選定される可能性が高くなる。

- 07 税務当局から要求された際に、移転価格ガイダンス第22条第4項に従って関連書類を提出しなかった場合、当該企業の将来年度の税務申告は移転価格特別調査案件として選定される可能性が高くなる。

---

- 08 移転価格ガイダンスに基づき調査および調整が行われた企業については、調査対象年度の前後の会計年度も移転価格特別調査案件として選定される可能性が高くなる。

---

- 09 無税または低税率の国・地域と頻繁に、または多額の検証対象取引を行っている企業

---

- 10 税制優遇措置を受けている関連者と頻繁に、または多額の検証対象取引を行っている企業

---

- 11 移転価格ガイダンス第22条の1および第22条の2に基づき作成されたMFまたはCbCRを審査した結果、移転価格リスクがあると認識された企業

---

- 12 移転価格ガイダンス第22条の1および第22条の2に従ってMFまたはCbCRを提出しなかった場合、当該企業の将来年度の税務申告は移転価格特別調査案件として選定される可能性が高くなる。

# 台湾における移転価格調整金に係るトピック

## 台湾における移転価格一括調整

- 一般的に、事業活動の結果として、さまざまな要因により、企業の営業利益率等が移転価格ポリシーで目標とする四分位範囲から逸脱する場合がある。このようなケースでは、独立企業原則に適合した利益配分を実現するために、会計年度内に1回の移転価格調整を行う必要が生じる。
- 従来、台湾において当該調整を行うことは難易度が高いと考えられていたが、2019年11月15日付で台湾財務省が発行したRuling no.10804629000において、移転価格一括調整を実施するための明確なガイダンスが発表された。
- 移転価格一括調整が認められるための要件は下記のとおり。

書面による合意	取引前に、あらかじめ、取引を行う関係会社間で、取引条件および取引価格に影響を及ぼすあらゆる要因について、書面により合意する必要がある。
会計処理	調整により発生または関連する売掛金・買掛金を記録する必要がある。
対応的調整	両方の法人で調整を行う必要がある（台湾法人が調整を行う場合、もう片方の当事者も対応的調整を行う必要がある）。

※ なお、関税、VATの観点から一定の手続きを踏む必要がある。

なお、実際に移転価格調整金を導入するために関税当局に対し数種類の書類を提出し、審査を受ける必要があるため、依然として移転価格調整金の導入には高いハードルが残っている。

## 台湾移転価格に係るホットトピック

### その他

項目	説明
移転価格文書作成関連のよくある手続き上のミス等（例：期間違い、現地特有の記載事項のミス等）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 検証対象者の選定の誤り</li><li>• 各個別取引の関連性や継続性を考慮せず、分析対象取引をまとめて分析している</li><li>• 企業は、法人税申告書に添付する移転価格開示書に分析対象取引を開示する必要があるが、移転価格分析報告書の金額が、移転価格開示書に記載された金額と一致していない</li></ul>
税務当局のAPAおよびMAPに対する姿勢（積極的、消極的、ユニラテラルAPAを推奨する等）	積極的である

**Thank you**



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2025年10月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.